



ほっと石川

能登の里山里海景観の保全

能登のすばらしい景観を
後世に受け継ぐために、
特別地域等に指定し、
一定のルールを用いることで、
景観を保全します。

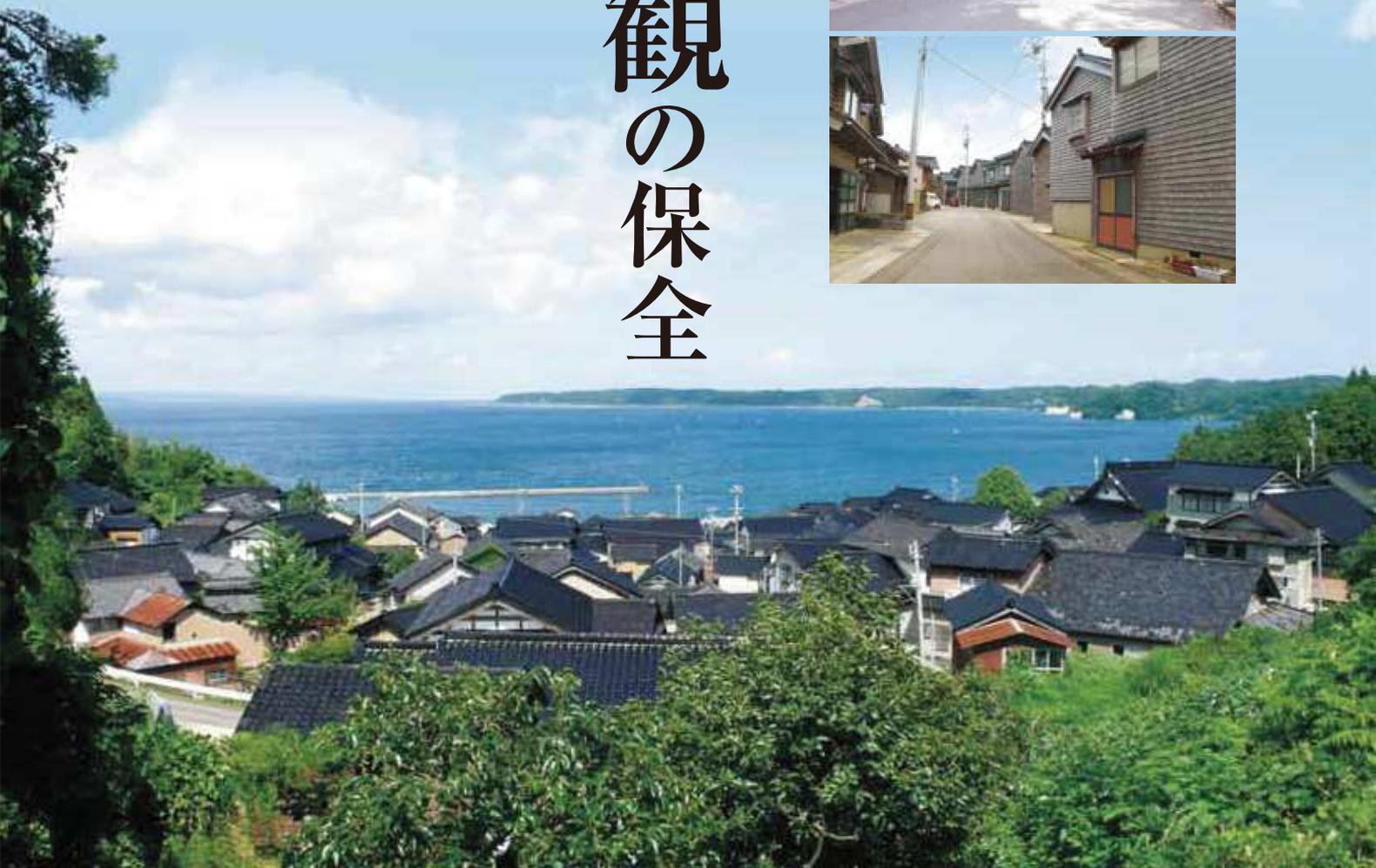
特別地域追加指定

平成27年10月1日施行

のと里海地域

のと里山海道沿線・
千里浜海岸地域

能登半島は日本海側に突き出ており、
周囲を海に囲まれています。海岸沿い
には、半農半漁の集落が点在しており、
美しい海と集落から形成される能登の
里山里海景観が見られます。



能登の 里山里海 景観の保全

県では、いしかわ景観総合条例(以下、「条例」という。)を平成20年に制定し、美しい石川の景観を保全・創出する取組みを進めてまいりました。平成23年には、「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定され、その景観が高く評価されたところです。

この美しい能登の里山里海景観を保全するため、今なお能登らしい里山里海が色濃く残る、能登の海岸沿線を条例に基づく特別地域等に追加指定します。

いしかわ景観総合計画の変更

(特別エリアの追加)

今なお能登らしい里山里海が色濃く残る海岸沿いの景観を保全するため、海岸沿線(右図①②)をいしかわ景観総合計画の特別エリアに追加します。(平成27年3月)

いしかわ景観総合計画とは

いしかわ景観総合計画は、県全域の景観形成に関する基本的かつ総合的な方針を示すものです。景観行政団体である県や市町が、この計画に基づき「景観計画」という具体的な基準を定めることで、県土の連続的な景観形成を図っています。

石川県景観計画の変更

(特別地域の追加)

いしかわ景観総合計画(方針)の変更に伴い、石川県景観計画においても、のと里海エリア(右図①)をのと里海地域に、また、のと里山海道沿線の直線化事業区間(内灘町地内、右図②)を特別地域に追加指定し、届出による規制誘導の強化を図ります。

また、景観行政団体である七尾市と輪島市においても、連続的な景観形成の観点から、県と連携し、それぞれの景観計画をいしかわ景観総合計画と整合する形で、変更します。

(いずれも平成27年3月31日告示、平成27年10月1日施行)

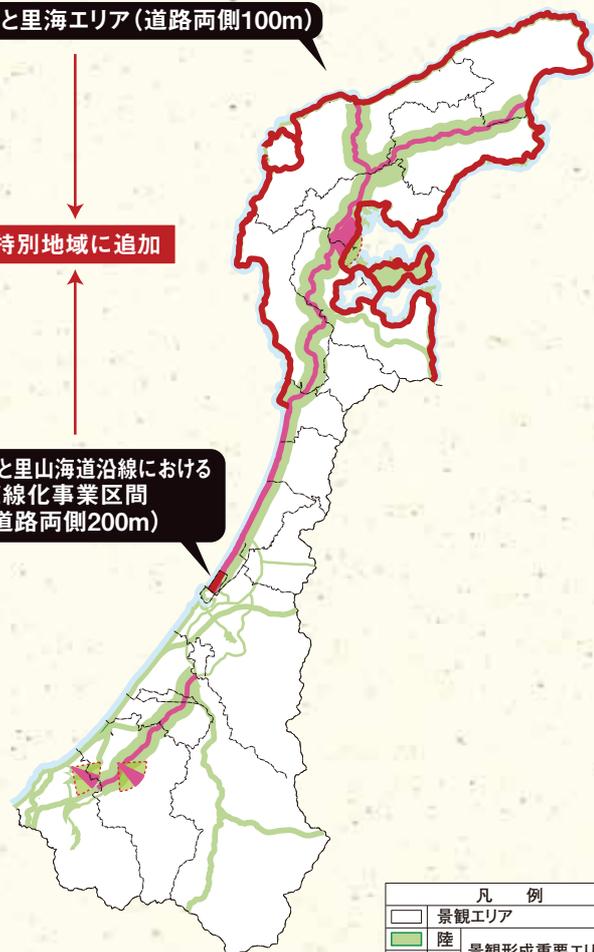


● いしかわ景観総合計画における特別エリア

① のと里海エリア(道路両側100m)

特別地域に追加

② のと里山海道沿線における直線化事業区間(道路両側200m)



凡 例	
□	景観エリア
■	陸
■	海
■	景観形成重要エリア
■	特別エリア
■	今回追加された特別エリア

特別地域の追加指定により、建築物の建築等の際のルールが2つ変わります。 平成27年10月1日施行

❖ 今までより小規模な建物の新築・増築等から届出が必要となります。

ルール 1

❖ 屋根と外壁に能登の里山里海と調和した色彩を使用※1する必要があります。

ルール 2

※1 のと里海地域のみ

ルール 1

石川県景観計画における特別地域に指定されることにより、今までよりも小さな建物の建築等の行為から「届出」が必要となります。

●届出対象行為

行為の種類		景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、色彩の変更など	建築面積	1,000㎡超	500㎡超	200㎡超
	高さ	13m超		10m超
工作物の新設、増築、色彩の変更など	高さ	13m超		10m超
開発行為	開発面積	10,000㎡超		3,000㎡超

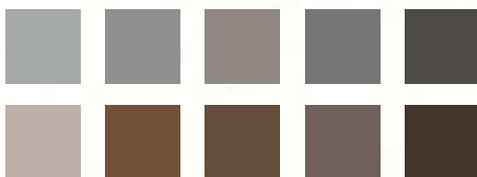
ルール 2

能登の海、そこから続く丘陵地の緑にとけ込むよう、また、特徴的な建築意匠である「下見板張り・黒瓦」に配慮した色彩基準を設けました。外壁と屋根の色彩は、その範囲内で周辺と調和したものを使用する必要があります。

外壁には、グレーや茶系など周辺の下見板の色彩と調和する色を使用してください。



下見板張りの色彩例



屋根には、濃いグレーや黒など黒瓦と類似する色を使用してください。



黒瓦の色彩例



石川県景観計画における特別地域の指定概要

① のと里海地域

凡 例	
	特別地域(市街地部)
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観計画区域
	景観行政団体「市町」の区域
	隣接する景観形成重要地域
	陸海
	隣接する特別地域

今回追加



新規

変更

② のと里山海道沿線・千里浜海岸地域



凡 例	
	特別地域(追加区間)
	特別地域(既存)
	景観形成重要地域
	景観計画区域
	景観行政団体「市町」の区域

能登の里山里海 景観の保全

●届出対象行為

行為の種類	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為
規模	建築面積200㎡超 又は 高さ10m超	高さ10m超	開発面積3,000㎡超

●景観形成基準

建築物及び工作物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。
<ul style="list-style-type: none"> ◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。 	

項目	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。 • 市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。 ○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。 ○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。 • 長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。 ○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。 • 外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。 • 屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。 • ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。 • 敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。 ○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。 ○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。 ◎のと里海地域の建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、(別表 4)欄のとおりとする。ただし、市街地部の区域は、(別表 3)欄のとおりとする。 ◎のと里山海道沿線・千里浜海岸地域の建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、(別表 3)欄のとおりとする。
材料	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 • 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 • 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。 • 樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。 • 敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。 ○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。 ○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。 • 共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。 • 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 • 行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。 ○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

開発行為

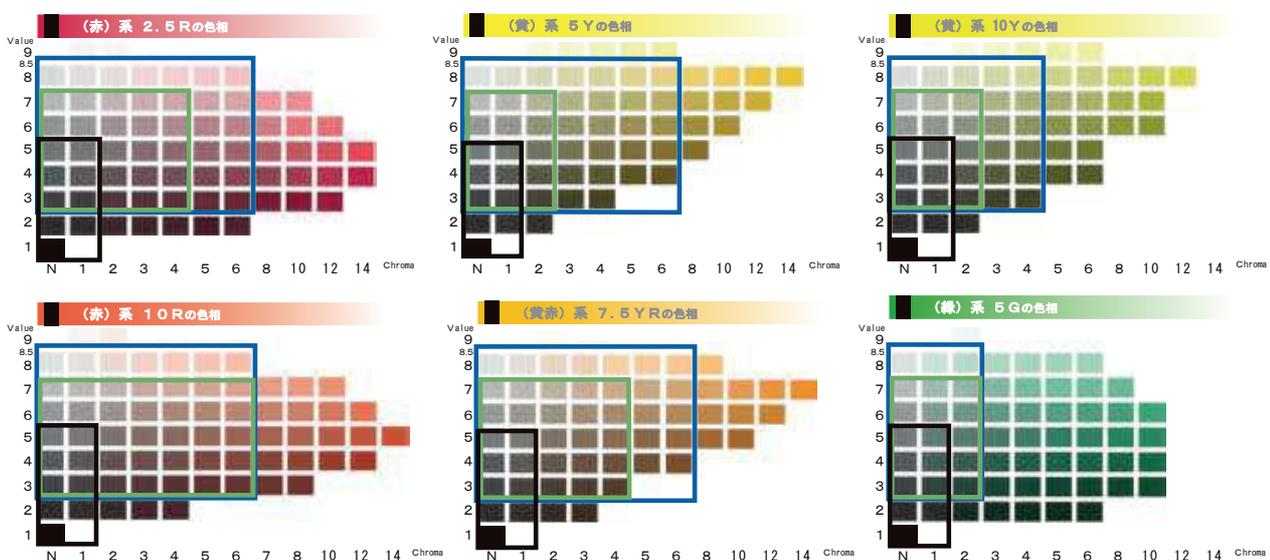
項目	景観形成基準
盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> 日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	<ul style="list-style-type: none"> 大規模なりの面が生じないよう配慮する。 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 景観に配慮した植栽計画とする。

色彩基準(別表)

	ろ 市街地部の区域の建築物等の外観の基調色として使用する色彩			は のと里海地域の建築物等の外観の基調色として使用する色彩			
	外 観			外 観			うち屋根部分
色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他	2.6R~5YR	0.1R~2.5R、 5.1YR~10YR	その他	全色相
明度	3~8.5	3~8.5	3~8.5	3~7	3~7	3~7	5以下
彩度	6以下	4以下	2以下	6以下	4以下	2以下	1以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- ①表面に着色しない素材を使用する場合
- ②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④その他必要と認める場合



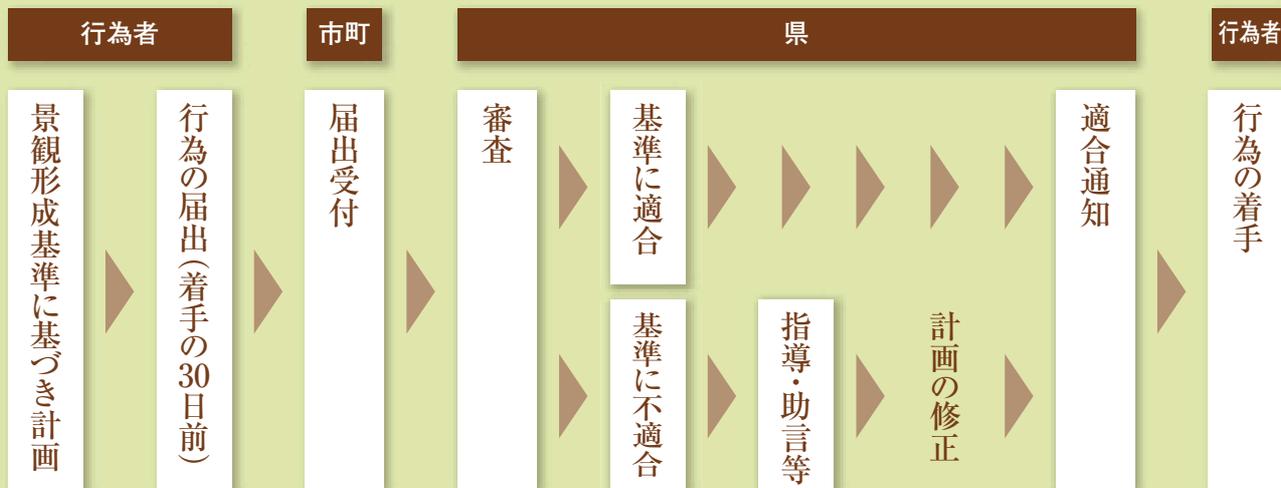
 	は 外観(外壁)	 	は 屋根	 	ろ 市街地部等
---	----------	---	------	--	---------

マンセル表での基準

届出から着工までの流れ

一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ県に届出又は通知が必要です。

● 手続きの流れ



小規模な建築物や屋外広告物についてのお願い

能登の里山里海の景観を保全するため、届出が不要な建築物(建築面積200㎡以下)の建築等や屋外広告物を掲出する場合においても、周辺と調和した色彩を使用するなど、良好な景観の維持・保全にご協力ください。

後世に伝えたい能登の美しい景観



海や山などの自然と集落との調和



黒い葺(いらか)の波



連続する下見板張りの家々

お問い合わせ先

個別の計画に関するお問い合わせ、事前相談

羽咋市、志賀町地内

中能登土木総合事務所建築課

七尾市本府中町ソ27番9
Tel.0767-52-7604

珠洲市、穴水町、能登町地内

奥能登土木総合事務所分室建築課

輪島市三井町洲衛10部11番1
Tel.0768-26-2353

内灘町地内

津幡土木事務所建築課

河北郡津幡町加賀爪ヌ111-1
Tel.076-289-4161

その他制度全般に関するお問い合わせ、事前相談

石川県土木部景観形成推進室

金沢市鞍月1丁目1番地

Tel.076-225-1759

※七尾市、輪島市の区域については、各市の担当課にお問い合わせ下さい